

参 考 資 料

令 和 7 年 9 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
認定第 1 号関係	令和 6 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第 2 号関係	令和 6 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 3 号関係	令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 4 号関係	令和 6 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 5 号関係	令和 6 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 6 号関係	令和 6 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 7 号関係	令和 6 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第 8 号関係	令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第 7 号関係	令和 6 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	4
報告第 8 号関係	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	8
議案第 60 号関係	寝屋川市立こども図書館条例の制定	12
議案第 61 号関係	寝屋川市立図書館条例の一部改正	18
議案第 67 号関係	工事請負契約の変更	20
議案第 68 号関係	財産の取得（塵芥収集車）	21

内 容		頁
議案第 69 号関係	財産の取得（消防団車両（小型動力ポンプ付積載車））	24
議案第 70 号関係	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	27
議案第 71 号関係	財産の取得（校務用パソコン）	29
議案第 72 号関係	財産の取得（災害時用備蓄物資）	31
議案第 73 号関係	財産の取得（児童生徒学習用タブレット端末等）	34
議案第 74 号関係	令和 6 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	36
議案第 75 号関係	令和 6 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	37

令和6年度 寝屋川市会計別決算状況

(単位:千円)

会計区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰り越す繰上り繰下し	実質収支額	前年度実質収支額	単年度収支額
一般会計	106,597,604	105,333,971	1,263,633	14,955	1,248,678	1,198,966	49,712
国民健康保険特別会計	23,212,611	23,054,478	158,133	0	158,133	101,872	56,261
介護保険特別会計	24,681,089	24,508,804	172,285	0	172,285	80,506	91,779
後期高齢者医療特別会計	4,814,336	4,573,344	240,992	0	240,992	217,932	23,060
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	64,434	57,632	6,802	0	6,802	5,594	1,208
合計	159,370,074	157,528,229	1,841,845	14,955	1,826,890	1,604,870	222,020

〔根拠法令〕

地方自治法第233条第3項

令和6年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益の収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A－B	税 抜 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利益剰余金
令和 6 年度	4, 237, 196	3, 691, 745	545, 451	△ 114, 596	430, 855	6, 191, 473

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A－B
令和 6 年度	740, 517	1, 837, 532	△ 1, 097, 015

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1, 097, 015千円は、建設改良積立金400, 000千円、

消費税及び地方消費税資本的収支調整額113, 933千円、

損益勘定留保資金583, 082千円で補てんした。

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

〔根拠法令〕

地方公営企業法第30条第4項

令和6年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益の収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A－B	税 抜 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利益剰余金
令和6年度	5,906,221	5,443,281	462,940	△ 158,005	304,935	1,303,379

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本の収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	資本の収入 A	資本の支出 B	差引 A－B
令和6年度	5,797,265	7,493,002	△ 1,695,737

資本の収入額（うち繰越財源86,000千円は除く。）が
資本の支出額に対し不足する額1,781,737千円は、
消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,005千円、
損益勘定留保資金1,623,732千円で補てんした。

(注) 資本の収入、資本の支出は消費税及び地方消費税を含む。

令和6年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績		績 内 訳				比	左 の 財 源 内 訳				較 内 訳				
				左 の 財 定 財		源 内 訳		支出済額	左 の 財 定 財	源 内 訳		左 の 財 定 財	源 内 訳		年割額と 支出済額 の差	特 国 府 支出金	地方債		特 国 府 支出金	地方債		その他		一般財源			
				特 国 府 支出金	地方債	その他	一般財源			特 国 府 支出金	地方債		その他	一般財源													
																	年割額			左 の 財 定 財	源 内 訳				左 の 財 定 財	源 内 訳	左 の 財 定 財
2 総務 費	1 総務 管理 費	(仮) 駅 前庁舎 改修工 事	令和 5	円	48,421,000	円	38,300,000	円	10,121,000	円	0	48,421,000	円	5,197,000	円	6,400,000	円	10,124,000	円	25,700,000	円	31,900,000	円	△ 3,000	円	△ 25,700,000	
			6		389,701,000		307,200,000		82,501,000		0	389,700,200		17,978,000		47,300,000		80,722,200		243,700,000		259,900,000		1,778,800		△ 243,700,000	
			計		438,122,000		345,500,000		92,622,000		0	438,121,200		23,175,000		53,700,000		90,846,200		270,400,000		291,800,000		1,775,800		△ 270,400,000	
			令和 5		3,580,000		2,600,000		980,000		0	3,580,000		135,000		400,000		1,145,000		1,900,000		2,200,000		△ 165,000		△ 1,900,000	
			6		10,820,000		8,400,000		2,420,000		0	10,820,000		499,000		1,300,000		2,321,000		6,700,000		7,100,000		99,000		△ 6,700,000	
		計		14,400,000		11,000,000		3,400,000		0	14,400,000		634,000		1,700,000		3,466,000		8,600,000		9,300,000		△ 66,000		△ 8,600,000		
		令和 4		70,535,000				60,100,000		10,435,000		0	63,979,200				43,600,000		20,379,200		0		16,500,000		△ 9,944,200		0
		5		477,085,000				407,000,000		70,085,000		0	483,640,800				295,100,000		76,640,800		111,900,000		111,900,000		△ 6,555,800		△ 111,900,000
		6		403,880,000				344,400,000		59,480,000		0	403,880,000				249,800,000		59,480,000		94,600,000		94,600,000		0		△ 94,600,000
		計		951,500,000				811,500,000		140,000,000		0	951,500,000				588,500,000		156,500,000		206,500,000		223,000,000		△ 16,500,000		△ 206,500,000
7 市民 生活 費	寝屋川 斎場改 修工事																										

令和6年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績		比 較					
				左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳		年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳						
				特 定 額	国 府 支出金	地方債	財 源 内 訳		特 定 額	国 府 支出金	地方債	財 源 内 訳	特 定 額	国 府 支出金	地方債	財 源 内 訳			
																	年割額	一般財源	年割額
2 総務 費	7 市民生活 費	寝屋川斎場改修工事に伴う施工監理業務委託	令和 4	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			7,315,000	6,200,000	1,115,000	0	6,583,500		4,500,000	2,083,500	0	731,500		1,700,000	△ 968,500	0	円		
			5	15,675,000	13,300,000	2,375,000	0	16,406,500		9,700,000	3,106,500	3,600,000	△ 731,500		3,600,000	△ 731,500	△ 3,600,000	円	
			6	16,203,000	13,800,000	2,403,000	0	16,203,000		10,000,000	2,403,000	3,800,000	0		3,800,000	0	△ 3,800,000	円	
			計	39,193,000	33,300,000	5,893,000	0	39,193,000		24,200,000	7,593,000	7,400,000	0		9,100,000	△ 1,700,000	△ 7,400,000	円	
6 土木 費	4 都市計画 費	対馬江大利線整備事業構築2期工事	令和 4	42,950,000	32,212,000		1,138,000	3,999,600	2,998,000	900,000		101,600	38,950,400	29,214,000	8,700,000		1,036,400	円	
			5	837,525,000	628,143,000		20,982,000	389,540,200	292,155,000	87,600,000	1,036,400	8,748,800	447,984,800	335,988,000	100,800,000	△ 1,036,400	12,233,200	円	
			6	296,521,000	222,390,000		7,431,000	783,455,800	587,592,000	176,200,000	12,233,200	7,430,600	△ 486,934,800	△ 365,202,000	△ 109,500,000	△ 12,233,200	400	円	
			計	1,176,996,000	882,745,000		29,551,000	1,176,995,600	882,745,000	264,700,000	13,269,600	16,281,000	400	0	0	0	△ 13,269,600	13,270,000	円
			令和 4	5,247,000	2,017,000		330,000	5,247,000	2,017,000	600,000		2,630,000	0	0	2,300,000		△ 2,300,000	円	
6 土木 費	4 都市計画 費	対馬江大利線整備事業構築2期工事に伴う工事監理等業務委託	5	19,250,000	10,950,000		900,000	19,250,000	8,877,000	2,600,000		7,773,000	0	2,073,000	4,800,000		△ 6,873,000	円	
			6	19,393,000	13,410,000		683,000	19,393,000	12,666,000	3,700,000		3,027,000	0	744,000	1,600,000		△ 2,344,000	円	
			計	43,890,000	26,377,000		1,913,000	43,890,000	23,560,000	6,900,000		13,430,000	0	2,817,000	8,700,000		△ 11,517,000	円	

令和6年度寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績				比 較															
				左 の 財 源		内 訳		左 の 財 源		内 訳		左 の 財 源		内 訳		左 の 財 源		内 訳													
				年割額	特 国・府 支出金	地 方 債	其 他	一般財源	支出済額	特 国・府 支出金	地 方 債	其 他	一般財源	年割額と 支出済額 の差	特 国・府 支出金	地 方 債	其 他	一般財源													
6 土木費	5 公園費	京阪本線連続立体交差事業に伴う公園整備工事	令和5	円	17,900,000	円	5,700,000	円	10,190,000	円	2,010,000	円	17,900,000	円		円	10,190,000	円	7,710,000	円	0	円	5,700,000	円	0	円	△ 5,700,000				
			6		137,766,000		44,500,000	78,423,000	14,843,000	137,765,400				78,422,200	59,343,200	600											800	円	△ 44,500,200		
			計		155,666,000		50,200,000	88,613,000	16,853,000	155,665,400				88,612,200	67,053,200	600												800	円	△ 50,200,200	
			令和5		0				0				0																		0
8 教育費	1 教育総務費	小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎解体等工事	6		844,547,000		760,000,000	84,547,000	0	844,547,000												0							0	0	
			計		844,547,000		760,000,000	84,547,000	0	844,547,000													0						0	0	0
			令和5		0				0				0																		0
			6		37,620,000		33,800,000	3,820,000	0	37,620,000													0						0	0	0
計		37,620,000		33,800,000	3,820,000	0	37,620,000														0						0	0	0		

令和6年度寝屋川市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				画 計				実 績				比 較			
				左		の 財 源		内 源 内 訳		左		の 財 源		内 源 内 訳		左		の 財 源	
				年割額	特 国 府 支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額	特 国 府 支出金	地方債	その他	一般財源	年割額と 支出済額の 差	特 国 府 支出金	地方債	その他	一般財源	内 訳
8 教育 費	2 小学 校費	市立小 中学校 親子給 食調理 場建設 工事	令和 5	円 157,410,000		118,000,000	39,410,000	円 0	円 157,410,000		0	39,410,000	118,000,000	円 0		118,000,000	0 △ 118,000,000	円	
			6	2,720,267,000		2,040,200,000	680,067,000	0 2,720,267,000			2,040,200,000	680,067,000	0			0	0	円	
			計	2,877,677,000		2,158,200,000	719,477,000	0 2,877,677,000			2,040,200,000	719,477,000	118,000,000	0		118,000,000	0 △ 118,000,000	円	
	3 中学 校費	市立小 中学校 親子給 食調理 場建設 工事監 理業務 委託	令和 5	8,811,000		6,600,000	2,211,000	0	8,811,000		0	2,211,000	6,600,000	0		6,600,000	0 △ 6,600,000	円	
			6	40,139,000		30,100,000	10,039,000	0 40,139,000			30,100,000	10,039,000	0			0	0	円	
			計	48,950,000		36,700,000	12,250,000	0 48,950,000			30,100,000	12,250,000	6,600,000	0		6,600,000	0 △ 6,600,000	円	
3 中学 校費	第一中 学校ブ ール改 修工事		令和 5	48,569,000		43,700,000		4,869,000	48,569,000			43,700,000	4,869,000	0		0		円	
			6	134,646,000		121,100,000		13,546,000	134,646,000		121,100,000		13,545,900	100		0		円	
			計	183,215,000		164,800,000		18,415,000	183,214,900		164,800,000		18,414,900	100		0		円	

〔根拠法令〕
地方自治法施行令第145条第2項

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

〔根拠法令〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

〔 実質赤字比率とは、一般会計等（いわゆる普通会計）の
〔 実質収支額の標準財政規模に対する比率。 〕

(単位：千円、％)		
会 計 名	実質収支額	
一 般 会 計	1,248,678	
公共用地先行取得事業特別会計	0	
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	
計	1,248,678	
標準財政規模	51,273,201	
実 質 赤 字 比 率	—	※1
	(△ 2.43)	

※1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

(2) 連結実質赤字比率

〔 連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額（企業会計
〔 は資金不足・剰余額）の標準財政規模に対する比率。 〕

(単位：千円、％)		
会 計 名	実質収支額及び 資金不足・剰余額	
一 般 会 計	1,248,678	
公共用地先行取得事業特別会計	0	
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	
国民健康保険特別会計	158,133	
介護保険特別会計	172,285	
後期高齢者医療特別会計	240,992	
水道事業会計	6,134,469	
下水道事業会計	2,013,030	
計	9,967,587	
標準財政規模	51,273,201	
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	※2
	(△ 19.44)	

※2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額がないため「—」と表示。

(3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財
政規模に対する比率。〕

	①	②	③	実質公債費比率 (単年度) $\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}-\text{③}} \times 100$	実質公債費比率 (3か年平均)
	公債費に充当した一般財源 (一借利含む) ※3 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	標準財政規模	地方債の償還に對して 交付税算入された額 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕		
令和4年度	5,254,431	49,204,060	5,781,921	△ 1.21480	△ 1.7
令和5年度	4,925,745	50,381,673	5,990,739	△ 2.39913	
令和6年度	4,665,701	51,273,201	5,348,603	△ 1.48701	

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

(単位：千円、%)

(4) 将来負担比率

[将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。]

将来負担額

(単位：千円)

地方債現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業会計及び一 部事務組合等の公債 費に対する一般会計 の負担見込額	退職 負担見込額	職 手 見 込 額	設 立 法 人 の 債 担 見 込 額 (損失補償債務等)	連結実質赤字額	将来負担額 合計 ①
63,190,780	0	13,016,535		5,641,059	1,847	0	81,850,221

充当可能財源等

(単位：千円)

充当可能基金	充当可能財源 (都市計画税等)	基準財政需要額 算入見込額	充当可能財源等 合計 ②
39,443,845	20,962,689	68,678,755	129,085,289

将来負担比率

(単位：千円)

標準財政規模 ③	地方債の償還に対し て当該年度に交付税 算入された基準財政 需要額 ④	将来負担比率 (%) $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}} \times 100$
51,273,201	5,348,603	— (△102.8)

※ 4

※ 4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「－」と表示。

2 資金不足比率

[資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。]

(1) 水道事業会計

(1) 水道事業会計					(単位：千円)			
流動負債	控除額	流動資産	解除財源		解消可能 資金不足額	資金不足額 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
			控除	財源				
①	②	③	④	⑤	⑥	(①-②) - (③-④) -⑤-⑥=⑦	⑧	⑦/⑧×100
1,096,515	480,793	6,767,276	0	17,085	0	△ 6,151,554	3,394,226	— (△181.2)
※ 1								

※ 1

(2) 下水道事業会計

(2) 下水道事業会計									(単位：千円)
流 動 負 債		流 動 資 産	控 除 財 源		解 消 可 能 資 金 不 足 額	資 金 不 足 額 剰 余 額	事 業 規 模	資 金 不 足 比 率 (%)	
			控 除 額	控 除 額					
①	②	③	④	⑤	⑥	(①-②) - (③-④) -⑤-⑥=⑦	⑧	⑦/⑧×100	
6,505,234	4,416,386	4,187,878	86,000	0	0	△ 2,013,030	4,530,915	— (△44.4)	
									※ 1

※ 1

※ 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

寝屋川市立こども図書館条例の制定

1 制定理由

子どもの読書活動を推進し、併せて子育て支援を行う施設として、こども図書館を設置するため、制定する。

2 制定内容

(1) 目的及び設置(第1条関係)

子どもの読書活動を推進するとともに、併せて子育て支援の充実を図るため、こども図書館を設置する。

(2) 名称及び位置(第2条関係)

名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 寝屋川市立こども図書館

位 置 大阪府寝屋川市早子町23番2-301号 他

(3) 事業(第3条関係)

こども図書館は、「子どもや子育てのための図書の利用」、「子どものための学習の場の提供」、「子ども(小学校就学前の子ども)の遊び場の提供」、「一時預かり事業(出生後3月を経過した子どもを一時的に預かり、保育を行う事業)」、「子育てについての情報交換及び保護者の交流の促進」に関することなど、(1)の目的を達成するために必要な事業を行う。

(4) 図書館事業の総合的かつ一体的な推進等(第4条関係)

こども図書館においては、図書の利用等の事業を行うに当たり、寝屋川市立図書館(寝屋川市立図書館条例に規定する各図書館)の事業との連携を図るとともに、寝屋川市全体における図書館事業が総合的かつ一体的に推進されるよう努めるものとする。

(5) 施設(第5条関係)

こども図書館に、「読書スペース」、「自習・グループ学習スペース」、「子どもの遊びスペース」、「一時保育スペース」、「子育て交流スペース」のほか、(1)の目的を達成するために必要な施設(区画)を置く。

(6) 利用できる者の範囲（第6条関係）

ア 自習・グループ学習スペースを利用できる者は、現に利用カード（こども図書館の図書又は寝屋川市立図書館の図書館資料の“個人貸出しに係る利用カード”）の交付を受けている者とする。

イ 子どもの遊びスペースや子育て交流スペースを利用できる者は、子ども（小学校就学前の子ども）及び保護者（保護者の依頼を受けて子どもの世話をを行う者を含む。）等とする。ただし、子どもの遊びスペースを利用できる者は、当該保護者の付添いがある子どもに限るものとする。

ウ 一時預かり事業を利用できる者は、寝屋川市の区域内に住所を有する保護者（出生後3月を経過した子どもの保護者）に限るものとする。

(7) 子どもの遊びスペース等の利用登録（第7条関係）

子どもの遊びスペースや一時預かり事業の利用を希望する者は、(8)の利用許可の手续に先立ち、利用登録を受けなければならない。

(8) 子どもの遊びスペース等の利用許可（第8条関係）

子どもの遊びスペースや一時預かり事業を利用しようとする者は、あらかじめ、利用許可を受けなければならない。

(9) 一時預かり事業の使用料（第9条関係）

一時預かり事業の利用について利用許可を受けた者は、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。

子どもの区分	単位及び金額
満3歳未満の子ども	1人1時間につき、500円
満3歳以上の子ども	1人1時間につき、400円

(10) 特別の設備の設置及び変更の禁止（第10条関係）

こども図書館の利用者は、こども図書館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。

(11) 入館の拒否等（第11条関係）

市長は、他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるときなどは、入館を拒み、その利用を制限し、若しくは利用許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

(12) 原状回復の義務（第12条関係）

利用者は、利用を終了したとき、又は利用許可を取り消され若しくは退館を命ぜられたときは、直ちに、原状に回復しなければならない。

(13) 損害賠償（第13条関係）

こども図書館の図書を亡失し若しくは損傷し、又はこども図書館の施設・設備を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(14) 委任（第14条関係）

こども図書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(15) 附則

ア 施行期日 令和8年4月1日

イ 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正等

(ア) 子育てリフレッシュ館の一時預かり事業に関する規定を削る。

(イ) (ア)に伴う経過措置を定める。（現に受けている“子育てリフレッシュ館の一時預かり事業の利用登録”を“こども図書館の一時預かり事業の利用登録”とみなす。）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立子ども図書館条例の制定

No.1

1 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例（附則第2項関係）

改正案	現行
(事業) 第3条 子育てリフレッシュ館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の遊び場の提供に関すること。 (削る) <u>(2)～(8)</u> (略) (削る)	(事業) 第3条 子育てリフレッシュ館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の遊び場の提供に関すること。 <u>(2) 一時預かり事業</u>に関すること。 <u>(3)～(9)</u> (略) 2 前項第2号に規定する「一時預かり事業」とは、出生後3月を経過した子ども（疾病その他の理由により保育を行うことが困難であると認められる者を除く。）について、次条第2号の一時保育室において、一時的に預かり、保育を行う事業をいう。 (施設) 第4条 子育てリフレッシュ館に、次に掲げる施設を置く。 (1) (略) <u>(2) 一時保育室</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4) 前3号に掲げる施設のほか、第1条の目的を達成するために必要な施設</u> (利用することができる者の範囲) 第5条 (略)

改正案	現行
2 (略) (削る) (子どもの遊びスペース)の利用の登録) 第6条 子どもの遊びスペースの利用 希望する者は、次条第1項の許可の手続に先立ち、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。 (子どもの遊びスペース)の利用許可) 第7条 子どもの遊びスペースその他市長が指定する施設を利用しようとする者は、<u> </u>、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 (削る) (削る) 2 市長は、前項 <u> </u> の施設の適正な利用 <u> </u> を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の利用の許可 (以下 <u> </u> 「利用許可」という。)に条件を付することができる。 3 (略) (子どもの遊びスペース)の使用料) 第8条 子どもの遊びスペースの利用について利用許可を受けたい者は、別表 <u> </u> に定める額の使用料を納付しなければならない	2 (略) 3 <u>一時預かり事業</u>を利用することができる者は、第3条第2項に規定する子どもの保護者であって、<u>寝屋川市の区域内に住所を有するものに限るものとする。</u> (子どもの遊びスペース等の利用の登録) 第6条 子どもの遊びスペースの利用又は一時預かり事業の利用を希望する者は、次条第1項の許可の手続に先立ち、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。 (子どもの遊びスペース等の利用許可) 第7条 子育てリフレッシュ館 <u> </u> を利用しようとする者は、次に掲げる場合には、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 (1) 子どもの遊びスペースその他市長が指定する施設を利用しようとするとき。 (2) 一時預かり事業を利用しようとするとき。 2 市長は、前項第1号の施設の適正な利用又は一時預かり事業の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の利用の許可又は一時預かり事業の利用の許可 (以下これを「利用許可」という。)に条件を付することができる。 3 (略) (子どもの遊びスペース等の使用料) 第8条 子どもの遊びスペースの利用について利用許可を受けたい者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない

改正案	現行
ない。 (削る) 2・<u>3</u> (略) 4 使用料の納付については、寝屋川市が発行する<u>子どもの遊びスペース</u>の利用券の提出(市長が定める場合)については、<u>バス</u>提示をもって、これに替えることができるものとする。 別表 (第8条関係) (略) (削る)	ない。 2 一時預かり事業の利用について利用許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。 3・<u>4</u> (略) 5 使用料の納付については、寝屋川市が発行する<u>子育てリフレッシュ館</u>の利用券の提出(市長が定める場合)については、<u>バス</u>提示をもって、これに替えることができるものとする。 別表第1 (第8条関係) (略) 別表第2 (第8条関係) (略)

寝屋川市立図書館条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川市立こども図書館の開設に伴い、図書館事業〔“寝屋川市立図書館の事業”及び“こども図書館における図書の利用等の事業”〕の総合的かつ一体的な推進を図るため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 図書館事業の総合的かつ一体的な推進等（改正後の第4条関係）

図書館（分館及び分室を含む。）においては、事業を行うに当たり、相互に及び寝屋川市立こども図書館の事業（図書の利用等の事業）との連携を図るとともに、寝屋川市全体における図書館事業が総合的かつ一体的に推進されるよう努めるものとする。

(2) 附則

施行期日 寝屋川市立こども図書館条例の施行の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立図書館条例

No.1

改 正 案	現 行
(図書館事業の総合的かつ一体的な推進等) <u>第4条</u> <u>図書館(分館及び分室を含む。)</u>においては、当該図書館の事業を行うに当たり、相互に及び寝屋川市立こども図書館の事業(寝屋川市立こども図書館条例(令和7年寝屋川市条例第 号)第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事業に限る。)との連携を図るとともに、寝屋川市全体における図書館事業(各図書館の事業及び寝屋川市立こども図書館の当該事業をいう。)が総合的かつ一体的に推進されるよう努めるものとする。 <u>第5条～第8条</u> (略) 附 則 この条例は、寝屋川市立こども図書館条例(令和7年寝屋川市条例第 号)の施行の日から施行する。	(新設) 第4条～第7条 (略)

(議案第 67 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 (仮称) こども専用図書館整備工事

変更事項

契約金額

変 更 前 金 410, 278, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 37, 298, 000 円)

変 更 後 金 438, 317, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 39, 847, 000 円)

※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰等に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」*を適用して、契約金額を増額するものである。

* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。(請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている(同条第7項本文)。)

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 68 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 塵芥収集車

【塵芥収集車 仕様】

乗車定員	3 人
エンジン	ディーゼル (27 年度燃費基準適合車)
最高出力	96kW (130PS) 以上 /オートマチック
バックモニター	常時撮影 (バックギア連動不可)
ドライブレコーダー	常時録画
車両寸法 (架装含)	長さ 530cm 以内 幅 200cm 以内 高さ 230cm 以内
荷箱容量	5.0 m ³ 以上
最大積載量	2,000 kg
全高制限	後荷箱の最大リフト時の全高は、4,000mm 以下とする。
排出方式	ダンプ排出式とする。(後荷箱が開き、約 45 度～60 度上昇後一旦停止し、排出の一回転で投入口のごみを掻き出した後、後荷箱が上昇し、前荷箱をダンプさせ、前荷箱のごみを排出する。)
後荷箱上昇 [シリンダー]	グリス等の飛散防止を考慮し、内部取付けとする。
積込方式	連続積込及び単独積込方式とし、切替スイッチを設ける。
汚水等の飛散防止	積込時の汚水等の飛散を防止するための措置を講ずる。

安全棒	後荷箱の落下防止用の「安全支え棒」を取り付ける。
消火器	4 型（薬剤 1.8kg 入り）収納ボックスを取り付ける。
清掃用具掛け	ほうき・ちり取りの取付け箇所を設ける。
乾電池収集袋 枠取付け	幅（650mm）奥行（170mm）高さ（200mm）
マフラーパイ プ	排気口は、右側とする。 ※シャーシ・メーカーの現状に合わせる。
ハザードラン プ及び作業中 の表示灯	PTO が ON の時（作動時のみ） 1. ハザードが点滅するようにする。 2. 「作業中」表示灯を取り付け、点灯させる。

入札参加者等

（単位：円）

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	いすゞ自動車近畿株式会社 守口支店	18,140,000		
(2)	株式会社モリタエコノス 関西支店	17,740,000	落札	19,514,000

経過

令和 7 年 5 月 30 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 6 月 13 日 ） 令和 7 年 6 月 24 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 6 月 27 日 ） 令和 7 年 7 月 10 日	入札
令和 7 年 7 月 11 日	開札
令和 7 年 7 月 18 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財 産 の 取 得

取得する財産 消防団車両 (小型動力ポンプ付積載車)

【消防団車両 (小型動力ポンプ付積載車) 仕様】

小型動力 ポンプ	国家検定 B - 2 級合格品 (水冷ラジエター式) 充電器、工具、金具、カバー付
積載車	ダブルキャブ車 2WD 6人乗り 1.0t 積
艀装	(1) 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように確実に固定でき、かつ容易に積み降ろしできるものであること。 (2) 荷台にホース 10 本の収納ができる三日月型ホース枠を設けること。 (3) 荷台の前部に器具等を収納できる収納箱を設けること。 (4) 荷台の後部上方には手すりパイプを設けること。 (5) 小型ポンプ用吸水管は容易に取り外しができるよう、荷台左側に巻込みを取り付けること。 (6) 荷台後部に昇降が容易に行えるよう、補助ステップを設けること。 (7) 荷台に鳶口、管鎗 (2 本)、消火栓開閉金具、消火器、スコップ、バール、二折梯子及び引上げ式スタンドパイプを取り付けること。 (8) ポンプ固定金具はレール式にて使用できること。(ベアリングを使用) (9) 吸水管はスィーベルエルボを使用し、小型動力ポンプ積載装置は水平スライド式とし、積み降ろしがしやすい傾斜型にすること。

	(10) 艀装部に対して、メインスイッチを設けること。また、ポンプには充電装置を設けること。 (11) モーターサイレンスイッチを助手席前の操作しやすい位置に設け、銘板を取り付けること。 (12) 車両荷台前左側に訓練旗用取り付け台を設けること。 (13) 荷台前方に伸縮、回転式（取り外し可）の照明灯（メタハラ 35W以上）を取り付けるとともに同付近に点灯スイッチを設けること。なお、コードは 10m の余裕を持たせ、接続コネクタを取り付けること。 (14) 荷台に作業灯（LED 白色）を取り付けるとともに同付近に点灯スイッチを設けること。 (15) 非常時には、ポンプバッテリーと車バッテリー接続のコネクタを設けること。 (16) 荷台に小型動力ポンプの排水パイプを通す穴を設けること。
消防団 マーク	フロントグリル中央部に直径 150mm 程度の金属メッキ仕上げのものを取り付けすること。

入札参加者等

（単位：円）

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	小川ポンプ工業株式会社	57,600,000		
(2)	中央商工株式会社	56,940,000	落札	62,634,000

経過

令和 7 年 5 月 30 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 6 月 13 日 ） 令和 7 年 6 月 24 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 6 月 27 日 ） 令和 7 年 7 月 10 日	入札
令和 7 年 7 月 11 日	開札
令和 7 年 7 月 22 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 70 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 庁内ネットワークパソコン

【庁内ネットワークパソコン 仕様】

本 体 仕 様	
型式	株式会社日本 HP 製 HP ProBook 445 G11 369 台
CPU	AMD Ryzen™ 5 7535U プロセッサー
メモリ	8 GB
ディスプレイ	14.0 型 (1,920×1,200 ドット)
記憶領域	SSD 256GB
光学ドライブ	なし
キーボード	JIS 標準配列準拠
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×2 個、USB Type-A×2 個、 有線 LAN×1 個、HDMI×1 個
Web カメラ	フル HD 解像度 (1080P) 対応カメラ 有効画素数 207 万画素
OS	Windows 11 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office LTSC Standard 2024
リカバリーメディア	2 枚
保証	1 年間のメーカー保証
附 属 品 仕 様	
マウス	無線 (2.4GHz) 接続マウス (5 ボタンタイプ) 369 個

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	NECフィールドディング株式会社 大阪支店	66,242,300		
(2)	株式会社大塚商会 LA関西営業部	63,111,000		
(3)	三信電気株式会社 大阪支店	90,352,450		
(4)	Sky株式会社	56,759,580	落札	62,435,538
(5)	株式会社堀通信	78,820,600		

経過

令和7年5月30日	制限付一般競争入札の公告
令和7年6月13日 ～ 令和7年6月24日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和7年6月27日 ～ 令和7年7月10日	入札
令和7年7月11日	開札
令和7年7月24日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 71 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 校務用パソコン

【校務用パソコン 仕様】

本 体 仕 様	
型式	株式会社日本 HP 製 HP ProBook 450 G10 400 台
CPU	Core™ i5-1334U
メモリ	8 GB
ディスプレイ	15.6 型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	SSD 256GB
光学ドライブ	なし
キーボード	JIS 標準配列準拠 テンキー付き
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×2 個、USB Type-A×2 個、 有線 LAN×1 個、HDMI×1 個、マイク入力/ヘッドホン 出力端子×1 個
Web カメラ	HD 解像度 (720P) 対応カメラ 有効画素数 92 万画素 (プライバシーシャッター付き)
OS	Windows 11 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office LTSC Standard 2024
リカバリーメディア	外付け USB に格納
保証	1 年間のメーカー保証
附 属 品 仕 様	
マウス	無線光学式マウス 400 個

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	株式会社ウチダシステムズ 大阪支社	43,340,000		
(2)	NECフィールドディング株式会社 大阪支店	40,895,200		
(3)	株式会社大塚商会 LA関西営業部		辞退	
(4)	三信電気株式会社 大阪支店	39,435,500		
(5)	株式会社日本ビジネス開発 西日本 ソリューション販売本部	40,358,966		
(6)	株式会社堀通信	37,611,900	落札	41,373,090

経過

令和 7 年 6 月 13 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 6 月 27 日 ～ 令和 7 年 7 月 9 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 7 月 14 日 ～ 令和 7 年 7 月 24 日	入札
令和 7 年 7 月 25 日	開札
令和 7 年 8 月 1 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財 産 の 取 得

取得する財産 災害時用備蓄物資

【災害時用備蓄物資 仕様】

品名	災害時用トイレ凝固剤セット（100 回用） 4,122 セット
規格	(1) 蓄便袋 100 枚 ア サイズ W680mm×H500mm 厚み 0.05mm イ 容 量 3,000cc ウ 材 質 ポリエチレン エ 機 能 ・巾着式の袋であること。針金等の附属品を使用せずに結べること。 ・中身が見えにくい色であること。使用済み凝固剤が入っている処理袋を焼却しても有害物質等が発生しないこと。 ・便凝固剤が入った蓄便袋が 20 枚ごとにポリプロピレン製の袋に入れてあり、それが 5 セットあること。 (2) 便凝固剤 100 個 ア 内容量 7 g（1 包） イ 機 能 ・水溶性フィルム入り凝固剤が(1)の蓄便袋に接着されており、そのままの状態で糞尿ができ凝固できること。 ・便をゼリー状に固め、消臭、殺菌効果が 6 か月間持続すること。 ・0.9%塩水 300cc を 60 秒以内に凝固できること。 ・0.9%塩水 300cc を凝固したものが 6 か月間持続すること。 ・便凝固剤を焼却した場合の残渣安全試験が行われたものであること。

	・食品衛生法に定める登録検査機関等の公的認定を受けた第三者機関が、皮膚刺激性試験及び経口毒試験を実施し、毒性等がないこと。 (3) 汚物袋 10 枚 ア サイズ W650mm×H800mm 厚み 0.025mm イ 材 質 ポリエチレン (4) 受袋 1 枚 ア サイズ W680mm×H500mm 厚み 0.05mm イ 材 質 ポリエチレン ウ 機 能 ・巾着式の袋であること。 (5) 取扱説明書 1 枚以上 イラスト付き A 4 版カラー印刷で分かりやすく説明があるもの。
品質保証 期間	15 年

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	石黒メディカルシステム株式会社 大阪支店		辞退	
(2)	株式会社ピーシー販売	57,295,800		
(3)	株式会社ミヨシ	44,517,600	落札	48,969,360

経過

令和 7 年 6 月 13 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 6 月 27 日) 令和 7 年 7 月 9 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 7 月 14 日) 令和 7 年 7 月 24 日	入札
令和 7 年 7 月 25 日	開札
令和 7 年 8 月 7 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 73 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 児童生徒学習用タブレット端末等

【タブレット端末等 仕様】

本 体 仕 様	
型式	iPad (A16) 24 Wi-Fi+Cellular 128GB GIGA 5,583 台
CPU	A16 チップ
ディスプレイ	11 インチ
記憶領域	128GB
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×1 個
OS	iPadOS
附 属 品 仕 様	
キーボード付ケース	MDS-UCKCIPG10BK (JIS 標準配列に準拠) USB Type-C 有線キーボード付耐衝撃ケース 5,583 台
タッチペン	MDC-TP01BKGS 導電性繊維ペン先タッチペン (GIGA スクール専用モデル) 5,583 本
液晶保護フィルム	MDS-UGFLIP109G1 iPad (A16) 専用液晶保護フィルム 5,583 枚
変換アダプタ	MDS-HADUCHDMI2 USB Type-C to HDMI変換アダプタ 200 本

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	ソフトバンク株式会社	549,721,382	落札	604,693,513
(2)	KDDIまとめてオフィス関西 株式会社 関西営業本部		辞退	
(3)	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社		辞退	

【備考】

入札額及び落札額については、物品（タブレット端末本体及び附属品）の金額のほか、通信費（回線経費）及びソフトウェア使用料（ソフトウェア経費）を含む。

落札額の内訳

物品	424,599,897 円
通信費	81,065,160 円
ソフトウェア使用料	99,028,456 円

経過

令和 7 年 6 月 16 日	指名競争入札の指名通知
令和 7 年 6 月 25 日)	入札
令和 7 年 7 月 3 日	
令和 7 年 7 月 4 日	開札
令和 7 年 8 月 14 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 74 号関係)

令和 6 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分

1 理由

令和 6 年度寝屋川市水道事業未処分利益剰余金 3, 884, 988, 356 円のうち建設改良積立金の取崩しにより生じた 400, 000, 000 円を資本金に組み入れ、400, 000, 000 円を建設改良積立金に積み立てる。

2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6, 443, 269, 449	17, 054, 749	3, 884, 988, 356
議会の議決による処分額	400, 000, 000	0	△800, 000, 000
資本金への組入	400, 000, 000	0	△400, 000, 000
建設改良積立金の積立	0	0	△400, 000, 000
処分後残高	6, 843, 269, 449	17, 054, 749	(繰越利益剰余金) 3, 084, 988, 356

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

(議案第 75 号関係)

令和 6 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

1 理由

令和 6 年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金 454,935,406 円のうち 304,935,406 円を減債積立金に積み立てる。

2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	16,465,713,007	262,608,975	454,935,406
議会の議決による処分額	0	0	△304,935,406
資本金への組入	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△304,935,406
処分後残高	16,465,713,007	262,608,975	(繰越利益剰余金) 150,000,000

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

